

## 釧路市介護保険条例の一部を改正する条例

釧路市介護保険条例（平成17年釧路市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（保険料率）

第6条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 21、157円

（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 21、157円

（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 31、736円

（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 42、314円

（5）次のいずれかに該当する者 49、930円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

（6）次のいずれかに該当する者 52、892円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（7）次のいずれかに該当する者 63、471円

ア 合計所得金額が200万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（8）前各号のいずれにも該当しない者 74、049円

第9条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「ロ及びハ」を「ロ若しくはハ」に、「第4号ロ又は第5号ロ」を「若しくは第4号ロ又は第6条第5号イ、第6号イ若しくは第7号イの規定（以下「被保護者等該当規定」という。）」に、「令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに」を「該当するに至った被保護者等該当規定に」に改める。

第15条ただし書中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

#### 附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の釧路市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第11条第1

項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保健料率は、新条例第6条の規定にかかわらず、38,506円とする。

平成21年3月17日提出

委員 石川 明 美

民生福祉常任委員長 藤 原 勝 子 殿

（説明）

平成21年度から平成21年度までの介護保険の保険料率について改定いたしたく、本案を提出するものである。

(別記)

(修正内容)

議案第6号 平成21年度釧路市介護保険特別会計予算修正案

第1表の一部を、次のとおりと修正する。

第1表 歳入歳出予算

(保険事業勘定)

歳入

款	項	金額
1 介護保険収入		千円 10,350,590
	1 介護保険料	1,724,736 <del>1,822,053</del>
	6 繰入金	1,813,802 <del>1,716,485</del>
歳入合計		10,350,590